

商品概要説明書

教育ローン（カード型C）

（令和3年4月1日現在）

商品名	教育ローン（カード型C）										
ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。</p> <p>○教育施設（株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>										
資金使途	<p>○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（例）</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</p> <p>②アパートの家賃等。</p>										
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。										
契約期間	<p>○ご契約日から1年後の応答日の属する月の23日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約更新は行いません。</p> <p>○お借入（新規貸越）可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。</p>										
借入利率	<p>○お借入後の利率は、店頭に掲示します。</p> <p>○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。</p> <p>○詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>										
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月23日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。なお、ご子弟の在学期間中は、お利息のみのご返済となり、卒業後に元金を含めてご返済いただきます。ただし、満65歳でご契約期限が到来した後は、ご子弟が在学期間中であっても元金を含めてご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1"><thead><tr><th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr></thead><tbody><tr><td>10万円以上70万円以下</td><td>1万円+利息</td></tr><tr><td>80万円以上150万円以下</td><td>2万円+利息</td></tr><tr><td>160万円以上230万円以下</td><td>3万円+利息</td></tr><tr><td>240万円以上300万円以下</td><td>4万円+利息</td></tr></tbody></table>	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）	10万円以上70万円以下	1万円+利息	80万円以上150万円以下	2万円+利息	160万円以上230万円以下	3万円+利息	240万円以上300万円以下	4万円+利息
契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）										
10万円以上70万円以下	1万円+利息										
80万円以上150万円以下	2万円+利息										
160万円以上230万円以下	3万円+利息										
240万円以上300万円以下	4万円+利息										

教育ローン（カード型C）

	310 万円以上 380 万円以下	5 万円＋利息
	390 万円以上 460 万円以下	6 万円＋利息
	470 万円以上 530 万円以下	7 万円＋利息
	540 万円以上 610 万円以下	8 万円＋利息
	620 万円以上 690 万円以下	9 万円＋利息
	700 万円	10 万円＋利息
	<p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済事業本部（電話：0123-36-0601）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済事業本部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>札幌弁護士会（電話：011-251-7730）</p>	
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>	

J A 道央